



®

令和7年 (2025年) 3月17日(月)

No. 16342 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆優先権主張の要件について(上)

～実施例追加のケースを題材として～……(1)

☆オンライン知的財産セミナー(中国特許セミナー)(11)

優先権主張の要件について(上)

～実施例追加のケースを題材として～

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・弁理士 高見 憲

1 はじめに

特許法41条に規定される優先権(いわゆる国内優先)の主張及びパリ条約による優先権(いわゆるパリ優先)の主張(以下、合わせて「優先権主張」という¹)は、特許出願の実務において多用されている。

しかしながら、優先権主張出願の明細書等(明細書、特許請求の範囲及び図面をいう。以下同じ。)に、

基礎出願の当初明細書等に記載がなかった実施例が追加された場合(以下「実施例追加のケース」という。)に、基礎出願に存在していた請求項に係る発明について優先権主張の効果が認められるかは、裁判例によって判断が分かれている。

また、優先権主張の要件²については、新規性・進歩性の判断基準時を担保しつつ明細書等の記載を変更するという点で共通する補正の要件³との関係

オフィス、官公庁の中心街、霞が関にゆったりとした会議室があります。



最寄駅

虎ノ門(地下鉄 銀座線 徒歩5分)
出口5番・出口11番
霞ヶ関(地下鉄 徒歩7分) 出口 A13
溜池山王(地下鉄 徒歩8分) 出口8

会議室についての申し込み、お問い合わせ先:
03-3581-1634(代表)
E-mail: shoko-on@jade.dti.ne.jp
<https://shokokaikan.or.jp/>

一般財団法人 商工会館

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2